特定地域再生制度が創設されます

内閣府地域活性化推進室

地域における以下の特定政策課題の解決を進めるために、地域再生計画を作成し、認定を受けていただくことで、従来よりも重点的な支援を受けることが可能となりました。

さらに、構造改革特区制度の規制の特例措置と一体的活用を図っていただくことで、地域の活性化のための政策課題解決の突破口となります。

このような取組に活用できます　～　解決を図るべき特定政策課題　～

行政分野横断的で先駆的な取組を求めています。

健康まちづくり



生活習慣病や寝たきりの予防を進めるため、医療・介護・福祉・子育て・健康増進などのサービスの提供と、歩道、公園や交通網等の都市インフラの整備を一体として行い、健康に資するまちづくりを推進する取組。

郊外住宅団地再生



高齢化の進行、空き家の増加、生活利便サービスの低下等といった問題が発生している郊外型住宅団地において、買い物支援や移動支援、地域コミュニティづくり等を推進する取組。

中山間地等の集落再生



都市部への人口流出や少子化により高齢化が進行する中山間地等において、定住対策の促進、都市との交流促進、地域産業の開発と育成等を推進する取組。

６次産業化等



都市部への人口流出や少子化により高齢化が進行する農山漁村地域において、食文化と健康・教育・観光の連携、農産物の６次産業化、地域のコミュニティの形成、人材育成等を推進する取組。

再生エネルギー等の活用



地域における再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネ対策、地域コミュニティでの廃棄物の徹底分別、環境・資源に係る人材育成等を推進する取組。

このような特別な支援を受けることができます

既存の補助金等の対象になっていない事業への支援が受けられます

○特定地域再生事業費補助金

計画の策定

地方公共団体が、地域の将来像等について地域と合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助を受けることができます。



ボトルネックの解消

従来であれば、地方公共団体が単費で行わざるをえなかったため、ボトルネックとなっていた事業について補助を受けることができます。



多様な実施主体

地方公共団体以外の一定のＮＰＯ・一般社団法人等も直接補助を受けることができます。



※補助金の対象は学識者等による検討会の評価を受けた上で選定されます。

公共施設の除却のみでも起債が可能です

○地方債の特例

不要となった公共施設の除却に際し、跡地に建設事業がなくても一定の場合に起債ができます。



広く志ある資金を集めやすくなります

○課税の特例措置

健康サービスの提供等を行う株式会社への出資に関し、税制上の控除が受けられます。



利子補給金が受けられます

○特定地域再生支援利子補給金

民間事業者が行う施設整備等のための資金調達に際し、金利負担を軽減します。

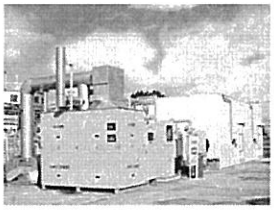

必要な施策の提案ができます

○地域再生に資する提案制度

地方公共団体や民間企業等は、国に対し、地域再生を推進する上で必要な財政・金融・税制上の支援措置等の提案をすることができます。

規制の特例措置の提案もご検討ください

○地域再生の取組において提案された規制の特例措置は、関係省庁との調整が重点的に進められることにより実現されやすくなります。
○補助金の選定にあたって、規制の特例措置の提案内容を加味して評価されます。

手続のプロセス

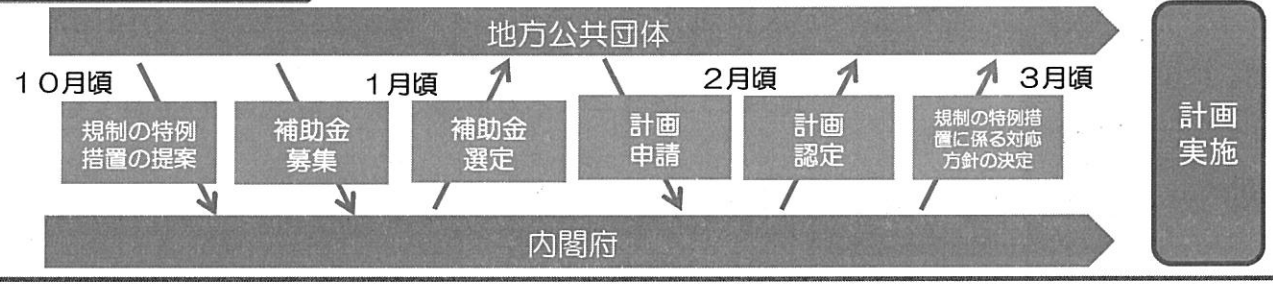

問い合わせ

今後のスケジュール、事前相談などは以下へご連絡ください。
内閣府地域活性化推進室　特定地域再生制度担当（肥田、椎葉、藤川、谷上）
電話：03-5510-2475　E-mail：i.chiiki@cas.go.jp